

ミニレター
あぜみち通信

* * * * *

平成20年5月1日

89号

編集・発行：愛知県農業会議

全国新聞情報会議が開催されました

平成20年度全国情報会議が、4月9日東京都文京区の椿山荘で開催されました。情報活動表彰や農業委員会だよりコンクールの表彰式と講演、20年度の取り組み方針の確認などが行われました。

情報活動功労者として、西尾俊治氏（小牧市）、横井敏氏（愛西市）及び渡邊和則氏（大口町）の農業委員会会長さん、農業委員会事務局職員としては、稲沢市農業委員会事務局長古川正美氏を始め12名の方々が全国農業会議所会長表彰を受けられました。

また、小牧市、稲沢市、豊明市、日進市、東海市、碧南市、西尾市、豊田市、田原市、美和町及び美浜町農業委員会が全国農業新聞表彰を受けられました。

皆様のお陰で、「あいちのページ」を維持する上での基準部数3,500部確保が出来ました。表彰を受けられました農業委員会、農業委員さん、事務局の方々にお祝いを申し上げるとともに、今後とも宜しく普及拡大にご協力をお願いします。

会議では、「全国農業新聞で結ぶ信頼の絆・3カ年運動」の着実な推進を確認するとともに、財団法人さわやか福祉財団理事長の堀田力氏の「長生きのための農業」と題した講演をうかがい、情報交換会に参加しました。

翌日は、日刊新聞発祥の地である横浜市に平成12年10月にオープンした新聞博物館を訪ねて、新聞の出来るまでや新聞作成の上での苦労を教えて頂くとともに、併設されている「新聞製作工房」で、パソコンを使っただけの新新聞の製作体験もしてきました。

その中で、新聞はスピードや迫力ではテレビに一步譲るが、事柄を詳しく伝え説明を加える「詳報・解説性」、都合の良いときに読める「可搬性」・「再読性」、切り抜いて整理が出来る「保存性」の面で優れていること、また、全国農業新聞が週刊の特性を活して、解説を加えて重要なことを分かり易く伝え、『主張』や新技術の紹介など農業関係者の役立つ記事が多いことも学びました。

元常任会議員、皆川 幸三 氏が春の叙勲に輝く

本会の元常任会議員の皆川幸三氏におかれましては、春の叙勲で旭日双光章を受章の栄に浴されました。皆川氏のこれまでの農業振興と地域の発展に尽瘁されたご功績に、改めて敬意を表するとともに、心からお祝いを申し上げます。

今後、ますますのご健勝とご活躍をお祈りします。

職員新任者研修会を開催

愛知県農業会議は4月15日、愛知県農業委員会事務研究会との共催で、農業委員会職員新任者研修会を開催しました。

研修会には、講師を務めて頂いた農業振興課の方々も含め約80名が参加し、農業会議農政課の鳥居主査から「農業委員会制度と諸事業の推進について」、県農林水産部農業振興課の田邊主任主査から「農地法の概要について」、同三浦主任主査から「農業経営基盤強化促進法の概要について」の講義を中心に、午前10時から午後5時までみっちり研修をして頂きました。参加して頂いた皆さんは、農業委員会及び農地等に関連する法律の基礎知識を早く習得し、少しでも実務に活かそうと最後まで熱心に受講して頂きました。

本年度は、農業者年金の研修会については別途開催する予定です。

常任会議員会議（4月）の審議状況

農地法に係る知事諮問案件等を審議するための常任会議員会議が4月16日開催されました。

平成20年度に入って第1回の会議であることから、県の農林水産部農業振興課及び建設部都市整備課並びに名古屋市区画整理課の幹部の方達も出席されて、自己紹介のをされた後、農地法第4条に基づく転用事案41件18,914平方メートル、及び第5条に基づく転用事案360件409,606平方メートルについて審議し、原案通りで了とすることが議決されました。

会議終了後は、各の活動状況や活動成果などについて、事務局から説明しました。

農地政策に関する意見聴取会が開催されました。

農地政策の見直しに向けて作業を進めている農林水産省は4月22日、経営局構造改善課農地政策改革準備室の栗原秀忠調査官らを豊田市に派遣し、現場の声を聴くための会議を開催しました。

会議には、豊田市農業委員会の甲村茂会長、神谷健一産業部調整監を始め豊田市の担当者、鈴木義金JAあいち豊田常務理事、農業者として農事組合法人の代表、農地の出し手、相続税の納税猶予適用農家、自作農家などが意見表明者として出席し、オブザーバーとして、県農林水産部農業振興課、豊田加茂農林水産事務所、農協中央会、県農業共済連、水土里ネットなどとともに愛知県農業会議からも参加しました。

会議では、栗原調査官から、「埼玉県の面積に匹敵する38万平方メートルの放棄地がある。高齢化や不在村等が増える中、担い手を見つけ不安を解消し、貸し易く借り易くすることが必要である」と「食料確保に向けた農地の有効利用について」説明の後、関係者から意見表明や質問が行われました。

農業委員会の甲村会長は、「虫食いは転用が原因。道路付きが転用されて奥の方が残ったり、転用施設の照明が作物の生育に障害を起こしている。農地パトロールをしても、直ぐに元に戻る状態だ。遊休農地となっている所は、様々な障害から預かる人がいない。法人も生産物価格の低迷と経費高騰で大変、山間地域まで手が及ばない。」と窮状を伝えられました。

農家は、「1～1.5平方メートルの農家でも農業機械の更新が必要になると委託に出して

いる。集落の大半の農家が出し手になってしまう。」、「集積した農地で麦を作ってもカントリーエレベーターの利用料も出ない。集積農地も簡単に解約されて転用されて行く。受け手にはメリットが無い。」、「納税猶予農地が公共買収された。自分の意思でない場合はもっと配慮があるべき。」などの意見を表明されました。

農業者年金担当者会議を開催します

愛知県農業会議では、農業者年金の加入促進を図るため、農業者年金担当者会議を開催します。

5月12日、岡崎市美合町の農協研修所において、愛知県農業協同組合中央会との共催で、市町村農業委員会及び各農業協同組合の農業者年金担当者を対象に、全国目標の「加入者10万人早期達成3カ年計画」の実現に向けた取り組み方針を説明するとともに、担い手農家からの質問などに的確に答えられるように、農業者年金制度の基礎とポイントについて解説します。

多くの皆さんの参加をお待ちしています。

安城市農業委員会を全国農業新聞が取材

全国農業新聞は、本年の統一選挙を前に、女性や青年、認定農業者の登用を促進し選挙を契機として農業委員会活動の活性化を図るため、5～6月に第一面で連載企画を掲載します。

その第一弾となる5月第一週号（5月9日号）では女性農業委員の活動の紹介記事を企画しており、そのため4月22日に本紙記者が安城市農業委員会を取材しました。

当日は、農業委員会開催前に時間をいただき4名の女性農業員さんから日頃の産直や食育の取り組みなど農業への理解を深めるために行っている活動の内容や、全国的にもめずらしい4名の女性農業委員が誕生するまでの経過などをインタビューしました。

全国農業委員会会長大会が開催されます

5月30日東京の日比谷公会堂において、全国農業委員会会長大会が開催されます。愛知県農業会議では、会長大会での決議事項について地元選出国會議員への要請活動を行うため、ご都合のつく農業委員会会長さんにより大会前日の29日に虎ノ門パストラルで「懇談会」を開催します。

また、これに先立って、横浜市戸塚区の「舞岡ふるさと村」を視察することとしています。

横浜市は、昭和58年から、田畑が残り景観豊かな農業地域を「横浜ふるさと村」として指定し、農業や自然とふれあい体験できる場を提供して、より多くの人に農業に親しみ理解を深めて貰うことにより、農業を守り育てています。

横浜市の南部、戸塚区舞岡町の一部約103㌔（農地約35㌔、山林24㌔、その他4㌔）が、平成2年に「舞岡ふるさと村」として指定され、市営地下鉄の舞岡駅前から始まる小川アメニティー沿いの遊歩道や、林の中の散策路などが整備されています。地域の中には牛舎、放し飼いの養鶏場などもあり、駅前の集出荷場や農家の庭先では、採れたての野菜が売られています。

今後の主な行事予定

- 5月 7日 耕作放棄地対策に係る説明会 尾張ブロック (白壁庁舎)
- 5月8・9日 都道府県農業会議事務局長会議 (東京都)
- 5月 9日 農地情報利用効率化対策事業新任者研修会 ヴィアチ (農業大学校)
- 5月12日 農業者年金担当者会議 (農協研修所)
- 5月13日 愛知県経営構造対策推進協議会 (白壁庁舎)
- 5月14日 市部農業委員会会長会春季総会 (日進市)
- 5月15日 都道府県農業会議会長会議 (東京都)
- 5月16日 愛知県農家花嫁花婿対策連絡協議会総会 (白壁庁舎)
- 5月16日 農地情報利用効率化対策事業新任者研修会 両備システム (中区)
- 5月16日 耕作放棄地対策に係る説明会 三河ブロック (西三河総合庁舎)
- 5月19日 常任会議員会議 (白壁庁舎)
- 5月21日 愛知県担い手育成総合支援協議会幹事会 (白壁庁舎)
- 5月21日 愛知県担い手育成総合支援協議会アクションネットワークチーム会議 (白壁庁舎)
- 5月27日 農村生活アドバイザー協会設立10周年大会 (中村区)
- 5月29日 都市農業優良事例調査 (横浜市)
- 5月30日 全国農業委員会会長大会 (東京都)

あとがき

風薫る五月、愛知県でも今年は春先から適度な降雨があつて、順調に田植えの最盛期を迎えられそうです。

先に、安城市の農業の発展を支えた「安城方式と呼ばれるほ場整備」について述べましたが、最近、「疎通千里利澤萬世」と言う言葉に邂逅しました。第5回全国土地改良大会(昭和57年)を記念し愛知県土地改良事業団体連合会が発行された、「択 - 碑文が語る土地改良」に収録されているもので、明治用水の開鑿を記念する石碑に刻まれたものです。

記念誌には、全国各地の土地改良記念碑の拓本が収録されていますが、何れも、関係者の喜びと事業の偉大さを伝えるものばかりです。



昭和57年 安城 田

明治用水は、どなたもご存知のとおり、文化・文政の頃の和泉村の富豪都築弥厚が「百年の大計」と企画し、幾多の推移を乗り越え没後半世紀を経て竣功を見たものですが、「疎通千里利澤萬世」は、明治13年4月水源の地での竣工式典と現在の明治川神社の地で催された祝賀の宴に参列の松方正義内務卿が、その偉業を頌えて筆をとられたと言われています。

碑は、縦3.4m横2.2m(四畳半より少し広い)の大きなもので、時の大蔵卿佐野常民氏の「聖朝嘉績良民美挙」と俱に刻まれて、明治川神社の北隣の幹線水路脇に立てられています。

都築弥厚翁が文化5年に用水開鑿を企画されてから、今年はちょうど200年。まさに、恩恵は2世紀を超えて子孫に及んでいます。先人の努力の賜である農地の有効利用を進めねばと思うこの頃です。



【資料】

今後の農地政策の展開方向等に関する組織検討・意見集約

愛知県農業会議は、昨年11月に農林水産省が公表した「農地政策の展開方向」を受けて、県内各市町村農業委員会にその内容などについて組織検討をお願いしました。

その結果、別紙の通り設問項目に対する回答を頂くとともに、それぞれの項目について記述式でご意見を頂きました。これを取りまとめて以下の通り全国農業会議所に報告をしました。

今後の農地政策の展開方向等に関する組織検討・意見集約

愛知県農業会議

1. 所有から利用への転換による農地の有効利用の促進について

(1) 農地の貸借の権利移動規制の緩和について

- 誰でも農地を自由に所有できる状況では、農地の確保と適正かつ効率的な利用を図り、担い手の安定的な経営発展を支えることができないので、誰でも自由に農地を所有できるように制度改正することは反対。また、利用については、新たな規則を作り農業を業としてやりたい者（一定の基準以上）に開放してもいいのではないか。
- 農地取得後のみの規制（事後規制）については、不法投棄、無断転用等の実態から絶対反対。
- 農地は原則、効率的な農業生産に使用すべきだが、一部は生活に潤いを与えるため、専業農家の効率的な使用を妨げない場所で小面積の貸し借りができるようにしたらどうか。

(2) 長期間（20年以上）の貸借が可能となる措置の必要性について

- 特に施設園芸などの資本集約型の農業においては、施設整備に多額の資金が投資されており、その回収に長い年月が要るので、長期貸借の安定性を確保する仕組みを導入することが必要。
- 農家の一部には長期間の貸借制度は新たに作らなくても現在の制度の運用の中で可能との意見も多い。

(3) 標準小作料の廃止について

- 地域の目安となって利用されており廃止には反対である。ただし、現在の算定方法は合理性に乏しいので算定方法は大幅に見直すべき。
- 市町村単位の標準小作料ではなくもう少し広域な地域単位（中山間地、平地、都市近郊等）での設定でもいいのではないのか。
- 賛否両論あるが貸し手と借り手にとって目安になっており、今後も必要と思われる。しかし、算出根拠をどこに求めるかまた、畦畔の草刈や水利費を貸し手と借り手どちらがするかまた支払うかなどによって金額が変わってしまう。また、市境を超えただけで金額が異なることも問題があり、市町村単位ではなく地域単位で決めればよいのではないのか。また、標準「小作料」という名称ではなく「使用料」や「賃貸料」などの言葉に置き換えた方が適切ではないか。
- 基準がなくなると優良農地は高い利用料となり、排水や地形が悪い農地は借り手がいなくなったり耕作放棄地が生まれることにならないか。
- 名称の変更については賛成である。

- 標準小作料を基準に各地区や担い手ごとで面積や圃場条件等を踏まえて小作料を設定しているため、標準小作料が廃止されると借り手との折り合いがつかない場合、遊休農地へと誘発していく。
- 小作料について何らかの標準的な目安を示す必要はあると思うが、現在の算出方法は実情に即していないため、地域の実情にあった算出をするべき。また、利用権設定期間の長期化に伴い、農業生産物の価格の変動に対応できるような基準の策定が必要。

2. 農地の面的集積を促進する仕組みの展開について

- 農地の集積については公的な（市町村を中心）組織による誘導が、求められているので、国、県、市町村、JAを構成メンバーとした推進体制を整備することが必要。
- 経営体（農家）への面的集積が容易に行えるよう思い切った高額の助成制度を作り後押することが必要。
- 農地貸借情報の共有化を図り広くオープンし、利便性を図るシステムの構築を進める必要がある。
- 贈与税、相続税の納税猶予者が認定農業者に10年以上の利用権設定をした場合は、納税猶予が継続されるようにすることが必要。
- 担い手が積極的に経営規模の拡大や経営改善に取り組めるよう農地の面的集積に対して集中的、重点的な施策を行うことが必要。
- 面的な農地利用を行う認定農業者には、拡大面積に応じた奨励金を支給する制度をつくる必要がある。

3. 農地情報のデータベース化について

- 市町村内（隣接市町村を含む）をエリアとする農地情報のデータベース化を図る必要がある。
- 個人情報の取り扱いについては、全国が統一した取組となるよう政府の責任において細部にわたるガイドラインを示す必要がある。
- 農地基本台帳の法制化を図り、固定資産台帳、住民基本台帳との整合性を図るシステムが必要。
- データベース化するためには、一筆ごとのデータ整理が必要であり、膨大な作業量が見込まれる。現状の人員及び予算では不可能である。耕作放棄地が増加しているのは、データが不足しているからではなく作り手が減少してきているからであり、膨大な予算と労力を投入してデータを整備する必要性は感じない。
また、全国からアクセスがあり、聞いたこともない組織から照会されても対応に考慮する。
- 農地情報の関係機関との共有化は情報保護の観点から危惧がある。耕作放棄地対策や農地利用集積を進める上で地図情報化は有効手段であるが各自治体での情報化を支援してほしい。
- 全国共通のデータベース整備については、費用とその効果について疑問を感じる。

4. 遊休農地の解消に向けた取組の推進について

- 山間地の山沿いの農地で環境条件の悪い農地は山林等の用途に簡単に変更できる制度に改めることが必要。
- 各農業集落内に地域の農地に関する情報の全てを一カ所に集め、貸して代表、借り手代表、生産組織代表、町内会代表、農協、行政をメンバーとした農用地利用調整会議の設置を奨励することが必要。
- 担い手不足地域においては、農地保有合理化法人等が一括して遊休農地や不在村者の農地を借り受けて有効利用できるシステムの構築が必要。
- 農地、農業施設管理のための共同作業に係る支援策の強化が必要。また、区画の大型化のためオペレーター等が自ら行う改良に対してその費用の助成が必要。
- 集落における農地の有効利用促進のための担い手と地域住民との意見交換会の定期開催への支援が必要。
- 耕作放棄地は、生産者と消費者に起因する要因が複合的に絡み合っているため、単なる農地だけの問題ではなく、農業行政全般の問題を解決しない限り、簡単には減らない。従って、生産者が耕作を盛んに行う環境を様々な視点からの施策（国内農業の保護、生産者に対する補助、必要に応じた土地改良の実施、消費者に対する啓発等）を実施する中で整備すると共に、地域の経済事情、地理的要因等を考慮して、農業以外に利用することも選択肢に入れていく必要がある。
- 現行法（相続関係）において平等を主としており、農業をやらない人に相続させることが課題であり、昔のように家督相続を認めるようにしないと日本の農業の展望はなくなるので法改正を望む。
- 再生産可能な農産物価格補償制度の創設。
- 何故、遊休農地が発生するのかの問いがないのは残念。農業（食料）の根本問題には触れず、現象面だけを問題視しても解決にならない。自給率を向上させる対策が必要。

5. 転用規制の強化等、優良農地の確保対策の充実・強化について

(1) 転用規制等の強化について

- 規制を強化するのであれば、農地法、農振法、農業基盤強化法等の農地に係る全ての法律、規則を全体的に見直して、新たな視点で作成すべき。
なお、公共転用も農地法許可を必要とする考えには賛成するがその運用には融通性を持たせることが必要。

(2) 違反転用など、現場での農地転用に関する問題事案や悩み等

- 食農教育の推進による国民の農業に対する関心の向上促進を図る国民運動の展開が必要。
- 最近、農業委員会系統組織に対して、農業・農政に関連することは何でもかんでも処理、または関与させる傾向があるが、本来は系統組織は農地の適正な管理のために設けられたものであり、事業推進体制（人、金）も農地の適正管理のみが確保されるのみである。
従ってそれ以外の事業を担当させるのであれば、推進体制そのものから、再検討すべき。

今後の農地政策の展開方向等に関する組織検討と意見集約

愛知県農業会議

設 問		委員会数	
1. 所有から利用への転換による農地の有効利用の促進について	(1) 貸借の権利移動規制の緩和について	① 事務処理が増える	27
		② 指導措置が不十分になる	30
		③ 株式会社一般の農地利用を進めるだけになる	17
		④ 担い手と企業が競合する	12
		⑤ 維持管理が困難になる	17
		⑥ 所有権の移動まで自由になる恐れがある	14
		⑦ 農地の有効利用の促進が図られる	18
		⑧ そ の 他	2
	(2) 長期間の貸借の必要性について	① 必要がない	8
		② あまり必要性を感じない	36
		③ 必要がある	7
		④ そ の 他	2
	(3) 標準小作料の廃止について	① 廃止の必要はない	11
		② 今後とも必要である	6
		③ 公的に示す必要がある	32
④ 見直し検討が必要である		23	
⑤ トラブル防止が困難になる		10	
⑥ 貸し手・借り手双方にメリットになる		17	
⑦ そ の 他		2	
2. 農地の面的集積を促進する仕組みの展開について	① 基準等を明確にする必要がある	20	
	② 委任・代理について明確にする必要がある	15	
	③ 予算措置等の支援施策の方が重要である	16	
	④ 農委会の役割は不可欠で機能を重視すべきである	11	
	⑤ 市町村段階の保有合理化事業は今後とも必要である	13	
	⑥ 地域の実情に応じた段階的な推進が重要	37	
	⑦ そ の 他	2	
3. 農地情報のデータベース化について	① 農地基本台帳の補完・整備の取組支援が重要	30	
	② 個人情報保護との関係で制度的な措置が必要	27	
	③ 実態調査の仕組みがないと有効活用結び付かない	24	
	④ 活用ニーズを踏まえた対応が求められる	25	
	⑤ 全国段階でのアクセス体制の必要性は少ない	32	
	⑥ 都道府県段階でのデータベース化の必要性を感じない	4	
	⑦ 仕組みや活用方法の丁寧な説明が必要	17	
	⑧ そ の 他	3	
4. 遊休農地の解消に向けた取組の推進について	① 担い手・経営政策や地域振興政策との連携が必要	41	
	② 経済的に成り立つ作物の提示が求められる	33	
	③ 手法や実践事例を広く紹介すべき	18	
	④ 環境や緑化に対応した活用方策を積極的に推進すべき	5	
	⑤ 保全農地の位置づけと管理の仕組みを整備すべき	14	
	⑥ 農地以外に区分するための制度的な措置が必要	29	
	⑦ そ の 他	1	
5. 転用規制の強化、優良農地の確保対策の充実・強化について	① 是非実現すべき	16	
	② 5年毎の見直しを徹底すべき	11	
	③ 除外規制をもっと規制すべき	21	
	④ 面積要件・編入要件を見直し、編入を促進すべき	4	
	⑤ 道路沿いの転用規制を厳格化すべき	10	
	⑥ 転用許可について地方分権を進めるべきでない	31	
	⑦ 国・県・農業会議の関与と責務を強めるべき	16	
	⑧ そ の 他	6	

(重複回答、回答記入無しなどが有り、委員会数の合計は全農業委員会数とは合わない)